

高年齢者有期雇用特別部会の設置について（案）

平成25年12月

職業安定局

高齢者雇用対策課

- 国家戦略特別区域法附則第2条では、一定期間内に終了すると見込まれる事業の業務に従事する高度専門職等を対象に、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間の在り方等について、労働政策審議会において検討の上、次期通常国会に所要の法案の提出を目指すとしており、12月17日の労働政策審議会労働条件分科会で、同分科会の下に有期雇用特別部会を設置することとされ、昨日、同特別部会において議論が開始された。
- 上記特別部会第1回会議では、高年齢者の取扱いについても検討を求める意見が出され、高年齢者の取扱いについても議論することとなったところ。この議論をするに当たっては高年齢者雇用対策の観点からも検討が必要であることから、職業安定分科会としてこの議論に参画することが必要である。
- このため、職業安定分科会の下にも臨時的に高年齢者有期雇用特別部会を設置し、両分科会の下の特部会において合同で議論することとする。

国家戦略特別区域法（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～三 （略）

（検討）

第二条 政府は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図る観点から、一定の期間内に終了すると見込まれる事業の業務（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）に就く労働者であって、使用者との間で期間の定めのある労働契約を締結するもの（その年収が常時雇用される一般の労働者と比較して高い水準となることが見込まれる者に限る。）その他これに準ずる者についての、期間の定めのある労働契約の期間の定めのない労働契約への転換に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間の在り方及び期間の定めのある労働契約の締結時、当該労働契約の期間の満了時等において労働に関する法令の規定に違反する行為が生じないようにするために必要な措置その他必要な事項であって全国において実施することが適切であるものについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置（第三項において「特定措置」という。）を講ずるものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

3 政府は、特定措置を講ずるために必要な法律案を平成二十六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとする。

4～6 （略）

第一条 労働政策審議会職業安定分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各七人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があつたとき、分科会長が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものと取り扱う。

第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び労働力需給制度部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務、専決事項並びに部会に属すべき委員及び臨時委員の数は、別表のとおりとする。

3 部会が前項の専決事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

4 部会の専決事項として第二項に定めるもののほか、部会の所掌事務に属する事項で軽微なものうち、分科会長が部会の専決事項とすることが適当であると認めたものについては、当該部会の議決をもって分科会の議決とする。

5 前項の規定により部会が議決をしたときは、当該部会長は分科会長にその旨を通知しなければならない。

6 部会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

7 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、専門委員会を置く部会の部会長が当該部会に諮って定める。

第六条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第七条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

1| この規程は、平成十三年一月二十五日から施行する。

- 2 第五条に掲げるもののほか、分科会に、当分の間、高年齢者雇用に係る有期労働契約に関する必要な事項について調査審議させるため高年齢者有期雇用特別部会（以下「特別部会」という。）を置く。
- 3 特別部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各四人とする。
- 4 特別部会が附則第二項に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。
- 5 特別部会については、第三条第一項から第三項まで、第四条及び第六条の規定を準用する。

別表（略）